

佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

平成30年2月19日

佐賀県後期高齢者医療広域連合

監査委員 久保英継

監査委員 簗原 忍

佐広域監第 40 号  
平成 30 年 2 月 19 日

佐賀県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 横尾俊彦様

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会  
議長 重松徹様

佐賀県後期高齢者医療広域連合  
監査委員 久保英継  
監査委員 簗原忍

平成 29 年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第 292 条において準用する同法第 199 条第 4 項の規定により平成 29 年度定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果について、別添のとおり提出する。

## 平成 29 年度佐賀県後期高齢者医療広域連合定期監査結果報告書

### 1 監査の対象

平成 28 年 12 月 1 日から平成 29 年 11 月 30 日までに執行された事務

### 2 監査の期日

平成 30 年 1 月 26 日

### 3 監査の方法

執行部局へあらかじめ提出を求めた関係調書及び事務の執行管理に伴う関係書類並びに諸帳簿類を検査するなど書面による監査を行うとともに、当広域連合の事業実施内容など運営全般も含め、必要に応じ関係職員から事情を聴取した。

### 4 監査の内容

予算の執行、会計、契約及び財産管理等の事務処理状況について監査した結果、法令等に基づいて適正且つ合理的に執行されており、不正、不当なものは認められなかった。

なお、監査の過程において確認を要する事項については、その都度説明を受け、必要に応じ関係職員へ指導・助言を実施した。